

## 第3章 補完調査

### 3.1 食品リサイクル法に関する補完調査

食品リサイクル状況等が確認できていない食品関連事業者を対象に、食品廃棄物等の発生状況並びに食品リサイクルの取組を把握するための郵送アンケートを実施した。

#### 3.1.1 補完調査対象事業者の選定

食品リサイクル法補完調査対象事業者（5,000 事業者）の抽出方法として、以下の方法で実施した。

##### i) 合併、廃業の事業者を除く

事業者データベースの項目「新規・合併・廃業フラグ」が‘合併’、‘廃業’である事業者を除く。

##### ii) 次の①から③に該当する事業者を除く

- ① 事業者データベースの項目「定期報告の有無」において、平成 21 年度～令和 2 年度に定期報告の提出がある（●の）事業者。
- ② 事業者データベースの項目「調査点検指導状況」において、平成 18 年以前～令和 3 年に何らかの調査を行った記録のある事業者。
- ③ 事業者データベースの項目「食リ補完調査実施年度」に、‘H25’～‘R2’が入力されている事業者。

##### iii) 主業種が食品関連事業者に該当する事業者を抽出

事業者データベースの項目「4 業種分別（主業種）」が、‘食品製造業’、‘食品卸売業’、‘食品小売業’、‘外食産業’である事業者を抽出する。

ただし、近畿農政局においては、上記 4 業種以外の業種が入力されている事業者が多数存在することから、次の業種についても抽出対象に含めるものとする。

- ・ 食料品製造業、清涼飲料・茶・コーヒー製造業、酒類製造業は、食品製造業に含める。
- ・ 食料品卸売・小売業、酒類卸売・小売業は、‘業種名称\_\_1’～‘業種名称\_\_3’の内容に応じて、食品卸売業又は食品小売業に含める。

##### iv) 令和 3 年度に定期報告書を受け付けた事業者は調査対象から除く

令和 3 年度に、各地方農政局等において食品リサイクル法に基づく定期報告書を受け付けた事業者が抽出されている場合は、調査対象から除く。（別途送付された定期報告受付状況一覧表による。）

v)調査対象事業者（予備を含む。）を選定する

iv)までで抽出された中から、調査対象事業者を選定する。なお、宛先不明等により調査件数が目標を下回る可能性があることを考慮し、食品卸売業、食品小売業、外食産業合計で200件程度を予備として加える。

- ・ 食品製造業は、全ての事業者を調査対象とする。
- ・ 食品卸売業、食品小売業、外食産業については、各業種における売上高の上位から順に調査対象とする。

なお、業種ごとの調査対象件数は、3業種合計の抽出数に占める各業種の割合に応じて按分することとする。

上記方法にて、抽出された補完調査対象事業者数（5,000事業者）を以下に示す。なお、業種ごとの調査対象件数は、3業種合計の抽出数に占める各業種の割合に応じて按分することとする。

補完調査対象事業者数

| 農政局等     | 補完調査対象事業者 |       |       |       |       |
|----------|-----------|-------|-------|-------|-------|
|          | 食品製造業     | 食品卸売業 | 食品小売業 | 外食産業  | 合計    |
| 北海道      | 91        | 256   | 100   | 39    | 486   |
| 東北       | 34        | 0     | 50    | 42    | 126   |
| 関東(東京)   | 136       | 18    | 157   | 317   | 628   |
| 関東(東京以外) | 299       | 165   | 331   | 185   | 980   |
| 北陸       | 61        | 48    | 61    | 55    | 225   |
| 東海       | 92        | 254   | 80    | 97    | 523   |
| 近畿       | 202       | 109   | 179   | 209   | 699   |
| 中四国      | 185       | 279   | 140   | 111   | 715   |
| 九州       | 187       | 90    | 198   | 104   | 579   |
| 沖縄       | 14        | 0     | 17    | 8     | 39    |
| 合計       | 1,301     | 1,219 | 1,313 | 1,167 | 5,000 |

### 3.1.2 アンケート調査用紙の作成

補完調査を行うために、依頼文、アンケート調査用紙等を作成し、発送数分の印刷を行った。作成した用紙を次ページ以降に示す。

- i) 依頼文 (A4 片面)
- ii) アンケート調査用紙 (A4 両面)
- iii) 別紙 (A3 両面)
- iv) 発送用封筒 (角 2 型封筒)
- v) 返信用封筒 (長形 3 号封筒)

作成した依頼文、アンケート調査用紙、別紙、返信用封筒を発送用封筒に封入し、3.1.1 章で抽出した補完調査対象事業者へ発送した。

発送日：令和 3 年 12 月 10 日 (金)

なお、アンケートの返送方法としては、同封した返信用封筒に入れて発送するか、もしくは、そのまま FAX にて回答してもらう方法で行った。

また、農林水産省ホームページに以下に示すとおり、アンケート実施中の周知文を掲載した。

#### 農林水産省ホームページ (食品リサイクル)

**農林水産省**

English ミニサイト サイトマップ

逆引き事典から探す

組織別から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 新事業・食品産業 > リサイクル食品ロス > 食品リサイクル・食品ロス > 食品リサイクルの推進

### 食品リサイクルの推進

食品廃棄物は、まず発生抑制することが第一です。  
しかし、第二段階として、発生してしまった廃棄物は再生利用しなければなりません。  
ここでは、食品廃棄物・食品ロスの発生量、事業者の皆様へ提出して頂きたい定期報告、再生利用事業者の登録、再生利用事業計画の認定、食品リサイクル推進の取り組みについて掲載しています。

**New!** 令和3年度食品産業リサイクル状況等アンケート調査の実施について

現在、株式会社東京商工リサーチを事務局に、令和3年度食品産業リサイクル状況等調査として、食品リサイクルの実施状況等に関するアンケート調査を実施しております。  
誠に恐れ入りますが、お手元に調査票が届いた事業者におかれましては、アンケートへの回答にご協力くださいますようお願いいたします。

10

i) 依頼文

令和3年12月

各位

**令和3年度食品産業リサイクル状況等アンケートへのご協力をお願い**

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部  
外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

平素より農林水産行政の推進につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省では、「食品循環資源の再生利用等の促進等に関する法律」(以下、「食品リサイクル法」という。)の適切な執行に向け、食品関連事業者の方々に対して法制度の周知を含めた点検指導を行っております。

この度、その一環として、食品リサイクルの実施状況等に関するアンケート調査を実施することといたしました。本調査の実施については、農林水産省ホームページでも告知しています。

URL : [http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/svoku\\_loss/161227\\_7.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/svoku_loss/161227_7.html)

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本調査の主旨をご理解いただき、同封したアンケート用紙に直接回答をご記入のうえ、令和3年12月29日(水)までに、①同封の返信用封筒による郵送又は②FAXにて返信(FAX番号:03-5221-0710)のいずれかによりご回答いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご記入いただいた情報は、食品リサイクル法の適切な執行のために活用することとし、それ以外の目的で使用することはありません。

本調査は、農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室の委託を受け、株式会社東京商工リサーチが実施するものです。もし、ご不明な点やご質問等がございましたら、下記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**【お問い合わせ先・アンケート返送先】**

株式会社東京商工リサーチ 市場調査部  
食品産業リサイクル状況等調査担当  
〒100-6810 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル  
Tel : 03-6910-3198 FAX : 03-5221-0710  
(受付時間: 平日 9:00~12:00、13:00~17:00)  
電子メール : recycle@tsr-net.co.jp

**【調査実施元】**

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部  
外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

ii) アンケート調査用紙 (おもて面)

令和3年12月

食品リサイクルご担当者さま

食品産業リサイクル状況等アンケート 回答用紙

01、02、03、04、05 の設問について、この用紙に回答をご記入のうえ、同封した返信用封筒に入れてご返送ください (FAX (03-5221-0710) でも可)。

なお、03 の回答の際には、別紙の「業種区分一覧」をご参照ください。

※提出は令和3年12月29日 (水) までをお願いいたします。

01 このアンケートを回答した日を記入してください。

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
|  | 月 |  | 日 |
|--|---|--|---|

02 貴社の会社情報につきまして記入してください。

|         |                                                                                                              |         |     |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| フリガナ    |                                                                                                              |         |     |
| 事業者名    |                                                                                                              |         |     |
| 所在地     | 〒      ー                                                                                                     |         |     |
| 代表者役職   |                                                                                                              | 代表者氏名   |     |
| 設立年月    |                                                                                                              | 従業員数 ※1 |     |
| 電話番号    |                                                                                                              | 当期決算年月  |     |
| 資本金     | 百万円                                                                                                          | 売上高     | 百万円 |
| 主業種     |                                                                                                              |         |     |
| 従業種① ※2 |                                                                                                              |         |     |
| 従業種② ※2 |                                                                                                              |         |     |
| 備考      | <input type="checkbox"/> 廃業 [      年      月 ]<br><input type="checkbox"/> 合併 [      年      月 ] (旧社名 :      ) |         |     |

※1 従業員数の考え方については、別紙の参考資料をご覧ください

※2 従業種①②は主業種以外の事業がある場合のみ記入してください

※3 主業種・従業種の欄は別紙の業種区分一覧から該当する業種区分の番号を選択し、記載願います。

⇒うら面に続く

※紙面の左上隅に管理番号を印字して送付

ii) アンケート調査用紙 (うら面)

Q3 食品リサイクルの取組状況等についてお聞きます。|

Q3-1 御社は、どのような事業を営んでいらっしゃいますか。

別紙1～3ページ「食品リサイクル法における業種区分一覧」をご確認の上、業種区分の“番号”をご記入ください(複数可)。

Q3-2 御社では、食品廃棄物等(別紙4ページ「食品廃棄物等とは」参照)が年間どの程度発生していますか。数量をご記入ください。

※ 推計値も可。全く発生していない場合は 0 (ゼロ) と記入。なお、数量は法人単位(支店等を含めた会社全体)の合計としてください。

トン/年

Q3-3 御社では、食品廃棄物等のリサイクル(飼料、肥料、メタン等への再生利用をいう。廃棄物処理業者に処理委託する場合、リサイクル原料として販売する場合を含む。)に取り組まれていますか。該当する項目の( )内に○をご記入ください。

( ) 食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいる

( ) 食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいない

⇒「食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいる」方にお聞きます。

Q3-2の数量のうち、リサイクルしている量(廃棄物処理業者に処理委託した量、リサイクル原料として販売した量を含む。)はどの程度ですか。

トン/年

Q4 ご回答に関する補足説明等がございましたら、下欄にご記入ください。

Q5 ご担当者の所属部署をご記入ください。

担当部署[ ]部[ ]課(室)[ ]

電話番号[ ]

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

iii) 別紙 (P1)

別紙

食品リサイクル法における業種区分一覧 1

| 番号 | 業種区分                           | 業種の詳細                                                                                                                                                                                                 |
|----|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 部分肉・冷凍肉製造業                     | ●部分肉、ブロック肉、冷凍食肉を製造                                                                                                                                                                                    |
| 2  | 肉加工品製造業                        | ●ソーセージ、ハム、ベーコンなどの肉製品（肉缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造                                                                                                                                                                |
| 3  | 牛乳・乳製品製造業                      | ●処理牛乳（牛乳、粉乳、練乳など）、乳飲料、乳酸菌飲料を製造<br>●バター、チーズ、クリーム、アイスクリーム、発酵乳、カゼインなどの乳製品を製造                                                                                                                             |
| 4  | その他の畜産食料品製造業                   | ●他に分類されない畜産食料品（加工卵、乾燥卵、液卵、はちみつ処理、食鳥処理など）を製造                                                                                                                                                           |
| 5  | 水産缶詰・瓶詰製造業                     | ●魚介類、海藻類を原料とした水産缶詰・瓶詰、魚缶詰・瓶詰、かに缶詰、海藻缶詰・瓶詰、水産つくだ煮瓶詰を製造                                                                                                                                                 |
| 6  | 海藻加工業                          | ●海藻を原料として海藻加工品（こんぶ、とろろこんぶ、酢こんぶ、焼きのり、味付けのり、わかめ、あらめ、ふのり、ひじき、海藻類つぼ詰、天屋、寒天）を製造                                                                                                                            |
| 7  | 塩干・塩蔵品製造業                      | ●塩干魚介類、塩蔵魚介類を製造                                                                                                                                                                                       |
| 8  | 水産練製品製造業                       | ●水産練製品（蒲鉾、焼きちくわ、揚げ蒲鉾、はんぺん）及び魚介類（鯷含む）を原料として魚肉ハム・ソーセージを製造                                                                                                                                               |
| 9  | 冷凍水産物製造業                       | ●水産物（鯷含む）を原料として冷凍品を製造                                                                                                                                                                                 |
| 10 | 冷凍水産食品製造業                      | ●水産物（鯷含む）を原料として前処理を施し冷凍水産食品を製造                                                                                                                                                                        |
| 11 | その他の水産食料品製造業                   | ●他に分類されない水産食料品（素干魚介類、煮干魚介類、くん製魚介類、節類、削節類、塩辛、水産佃煮、水産漬物など）を製造                                                                                                                                           |
| 12 | 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く。） | ●果実及び野菜を原料として保存食料品（缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造（水煮、果実シロップ漬け、ジャム、マーマレード、果実バター、果実・野菜のジュース原液及びスープ、乾燥野菜・果実、ゼリーなど）                                                                                                     |
| 13 | 野菜漬物製造業                        | ●果実及び野菜を原料として漬物を製造                                                                                                                                                                                    |
| 14 | しょうゆ製造業                        | ●しょうゆの製造、醸造                                                                                                                                                                                           |
| 15 | 味噌製造業                          | ●味噌の製造、醸造                                                                                                                                                                                             |
| 16 | ソース製造業                         | ●ソース、トマトソース、トマトケチャップ（トマトピューレ）、マヨネーズを製造                                                                                                                                                                |
| 17 | 食酢製造業                          | ●食酢の製造、醸造                                                                                                                                                                                             |
| 18 | その他の調味料製造業                     | ●食用アミノ酸製造業、他に分類されない調味料を製造（カレー粉、固形カレー、唐辛子粉、わさび粉、こしょう粉、うまみ調味料 他）                                                                                                                                        |
| 19 | 甘しや糖製造業                        | ●国内産の甘味資源作物を原料として甘しや糖を製造                                                                                                                                                                              |
| 20 | てん菜糖製造業                        | ●国内産の甘味資源作物を原料としててん菜糖又はてん菜粗糖を製造                                                                                                                                                                       |
| 21 | 砂糖精製業                          | ●購入した粗糖を精製して砂糖を製造（氷砂糖、角砂糖、糖みつ）                                                                                                                                                                        |
| 22 | ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業               | ●ぶどう糖、グルコース、水あめ、麦芽糖、異性化糖を製造                                                                                                                                                                           |
| 23 | 精米・精麦業                         | ●米穀のとう精、大麦・裸麦の精穀                                                                                                                                                                                      |
| 24 | 小麦粉製造業                         | ●小麦粉を製造                                                                                                                                                                                               |
| 25 | その他の精穀・製粉業                     | ●穀粉を製造（米粉、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉、その他の穀粉）                                                                                                                                                                     |
| 26 | パン製造業                          | ●パン類（食パン、菓子パン）を製造                                                                                                                                                                                     |
| 27 | 菓子製造業                          | ●ケーキ、ドーナツ、パイなどの洋菓子及び、羊羹、まんじゅうなどの和菓子を製造<br>●ビスケット、クラッカーなどを製造（ビスケット、干菓子、クラッカー、乾パン、小麦・澱粉を原料とするせんべい）<br>●米を原料とするあらめ、せんべいなどを製造<br>●他に分類されないパン・菓子を製造（キャンディー、チョコレート、かりんとう、砂糖漬け、ウエハース、アイスキャンデー、チューインガム、砂糖菓子他） |
| 28 | 動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）          | ●圧搾・抽出により動植物油及び副産物（ミール）並びに動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造<br>●圧搾・抽出により大豆油、菜種油、米油、綿実油、あまに油、ひまし油など植物油及び副産物（油かす）を製造<br>●粗製の動物油脂又は植物油を購入して精製                                                                       |
| 29 | 食用油脂加工業                        | ●購入した動植物油脂を更に加工してマーガリン、ショートニング、ラードなどを製造                                                                                                                                                               |
| 30 | でん粉製造業                         | ●かんしょ、ばれいしょ、穀類からでん粉を製造（コーンスターチ）                                                                                                                                                                       |
| 31 | 麺類製造業                          | ●うどん、そうめん、そば、マカロニ、手打ちめん、即席めん、中華めんなどを製造                                                                                                                                                                |
| 32 | 豆腐・油揚げ製造業                      | ●大豆を原料として豆腐、油揚げ又はしみ豆腐を製造                                                                                                                                                                              |

iii) 別紙 (P2)

別紙

食品リサイクル法における業種区分一覧 2

| 番号 | 業種区分                            | 業種の詳細                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 33 | あん類製造業                          | ●小豆、その他豆類を原料として生あん、練あん、乾燥あんを製造                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 34 | 冷凍調理食品製造業                       | ●野菜、水産物、食肉を原料として調理食品を製造し、急速冷凍を行って凍結状態のまま包装した冷凍調理食品を製造                                                                                                                                                                                                                             |
| 35 | そう菜製造業                          | ●野菜、水産物、穀類、食肉等を原料とし、煮物、焼物、揚物、炒め物、蒸し物、酢の物、和え物等を製造                                                                                                                                                                                                                                  |
| 36 | すし・弁当・調理パン製造業                   | ●すし、弁当、調理パン、サンドイッチ等の調理食品を製造                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 37 | レトルト食品製造業                       | ●レトルト食品を製造                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 38 | 他に分類されない食料品製造業                  | ●他に分類されない各種食料品を製造（パン種、ふくらし粉、イースト、きのこ種菌、酵母剤、クロレラ、しいたけ種駒、こうじ、種こうじ、麦芽、いり豆、こんにやく、麩・焼麩、ゆば、玄米乳、甘酒、納豆、即席ココア、はるさめ、麦茶、はま茶、こぶ茶、ブレミックス食品、最中かわ、粉末ジュース、せんべい生地、野菜つくだ煮、果糖、もち、なめ味そ、パン粉、フラワーペースト、飲食に供する食品添加物、カット野菜 他）                                                                              |
| 39 | 清涼飲料製造業（茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。） | ●アルコールを含まない飲料のうち、残さがでるもの（果実飲料、茶系飲料、豆乳飲料、コーヒー飲料など）                                                                                                                                                                                                                                 |
| 40 | 清涼飲料製造業（その他）                    | ●アルコールを含まない飲料のうち、残さがほとんど出ないもの（サイダー、炭酸水、ジュース、ミネラルウォーター、シロップなど）                                                                                                                                                                                                                     |
| 41 | 果実酒製造業                          | ●ぶどう、りんごなどの果実から果実酒を製造                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 42 | ビール類製造業                         | ●ビール及び発泡酒を製造                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 43 | 清酒製造業                           | ●清酒を製造                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 44 | 単式蒸留焼酎製造業                       | ●単式蒸留焼酎を製造                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 45 | 蒸留酒・混成酒製造業（単式蒸留焼酎製造業を除く。）       | ●他に分類されない酒類を製造（焼酎（単式蒸留焼酎除く）、ウイスキー、ブランデー、合成清酒、みりん、白酒、リキュール、薬味酒、梅酒など）                                                                                                                                                                                                               |
| 46 | 製茶業                             | ●購入した生茶葉又は荒茶を主原料として荒茶又は仕上げ茶を製造（緑茶、紅茶）                                                                                                                                                                                                                                             |
| 47 | コーヒー製造業                         | ●コーヒー生豆をほうせん（焙煎）、粉砕しコーヒー又はインスタントコーヒーを製造                                                                                                                                                                                                                                           |
| 48 | 米麦卸売業・雑穀卸売業                     | ●米、麦の卸売<br>●雑穀、大豆、落花生、豆類（乾燥）、小麦粉、穀粉、でん粉の卸売                                                                                                                                                                                                                                        |
| 49 | 野菜卸売業・果実卸売業                     | ●青物、野菜の卸売、青物市場仲買業<br>●果実、木の実の卸売、果物市場仲買業                                                                                                                                                                                                                                           |
| 50 | 生鮮魚介卸売業                         | ●鮮魚、貝類、川魚、冷凍魚の卸売                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 51 | 食肉卸売業                           | ●精肉、牛肉、豚肉、馬肉、獣肉、冷凍肉、鳥肉、畜産副産物（臓器、舌など）の卸売                                                                                                                                                                                                                                           |
| 52 | その他の農畜産物・水産物卸売業                 | ●原皮、原毛皮、原羽毛、種実（製油用）、家畜、家きん、卵、はちみつ、わら、生のり、海藻の卸売                                                                                                                                                                                                                                    |
| 53 | 食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）        | ●清涼飲料、シロップ、果汁、ミネラルウォーター、炭酸水、コーヒー飲料、果汁飲料、茶類飲料、乳酸菌飲料の卸売<br>●砂糖問屋：砂糖、角砂糖、粉糖、氷砂糖、異性化糖、味そ、しょう油、たまりの卸売<br>●酒問屋：日本酒、洋酒、果実酒、みりんの卸売<br>●乾物問屋：乾物、塩干魚、乾燥卵、燻卵、冷凍液卵、粉卵、干しのり、干し海藻、こんぶ、干しきのこ、こんにやく粉、乾燥野菜、かんぴょう、香辛料、高野豆腐、麩、寒天の卸売<br>●菓子、和菓子、洋菓子、干菓子、駄菓子、甘納豆、パン類、ビスケット、あめ、あん、水あめ、キャンデー、塩豆、ピーナッツの卸売 |
| 54 | 食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）        | ●茶、はま茶、こぶ茶、紅茶、ハブ茶、麦茶、コーヒー、ココア、中国茶の卸売<br>●酪農製品（牛乳、バター、チーズ、練乳、粉乳など）、アイスクリームの卸売<br>●水産練製品（かまぼこ、はんぺん、ちくわなど）、おでん材料、うどん・そば・中華そば、乾めん、納豆、アイスキャンデー、酢、ソース、醸造調味料、イースト菌、ベーキングパウダー、塩蔵肉、塩蔵魚、くん製品、ハム・ベーコン・ソーセージ、食用油、液卵、冷凍調理食品、レトルト食品、食用油脂、豆腐、塩、なめ味そ、加工豆（煮豆・納豆など）、缶詰食品、瓶詰食品などの卸売                  |
| 55 | 各種食料品小売業                        | ●百貨店・デパート（従業員常時 50 人以上）、総合スーパー（従業員常時 50 人以上）<br>●各種食料品店、食料雑貨店                                                                                                                                                                                                                     |

iii) 別紙 (P3)

別紙

食品リサイクル法における業種区分一覧3

| 番号  | 業種区分                                | 業種の詳細                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 6 | 野菜・果実小売業                            | ●八百屋<br>●果物屋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 6 3 | その他の飲食料品小売業<br>(コンビニエンスストアを除く。)     | ●牛乳の小売<br>●清涼飲料、果汁飲料、ミネラルウォーター、乳酸菌飲料、茶類飲料の小売<br>●茶、こぶ茶、コーヒー、ココア、豆茶、麦茶、紅茶の小売<br>●惣菜、揚げ物、駅弁売店、他から仕入又は作り置き調理パン・おにぎり・ハンバーガー・ピザ・持ち帰り弁当、煮豆の小売<br>●米麦、雑穀、豆類の小売<br>●豆腐、こんにやく、納豆、つくだ煮、漬物、かまぼこ、ちくわ、おでん材料などの小売<br>●乾物屋：干魚、かんぴょう、麩、乾燥野菜、乾燥果実、高野豆腐、干しのり、くん製品、海藻などの小売<br>●他に分類されない飲食料品を小売（乾麺類、インスタントラーメン、缶詰、夕食材料宅配、乳製品、調味料、塩、味噌、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油、香辛料、七味とうがらしなど） |
| 5 7 | 食肉小売業（卵・鳥肉を除く。）                     | ●肉屋：獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、肉製品、魚肉ハム・ソーセージを小売                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 5 8 | 卵・鳥肉小売業                             | ●卵、鳥肉を小売                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 5 9 | 鮮魚小売業                               | ●魚屋：鮮魚、貝類、かき、川魚、食用カエル、冷凍魚、海藻を小売                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 6 0 | 酒小売業                                | ●酒屋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 6 1 | 菓子・パン小売業                            | ●洋菓子、和菓子、干菓子、駄菓子、せんべい、あめ、ケーキ、饅頭、もち、焼き芋、アイスクリーム・アイスキャンデー、ドーナツを小売（製造小売）<br>●パンの小売（製造小売）                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 6 2 | コンビニエンスストア                          | ●コンビニエンスストア                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 6 4 | 食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除き、すし店を含む。）     | ●大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めし屋、ファミリーレストラン<br>●天ぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし屋、お茶漬屋、にぎりめし屋、沖縄料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、かに料理店、ちゃんこ鍋店、しゃぶしゃぶ店、すき焼き店、懷石料理店、割烹料理店<br>●中華料理店、上海料理店、北京料理店、広東料理店、四川料理店、台湾料理店、餃子店<br>●焼肉店<br>●西洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スパゲティ店、スペイン料理店、韓国料理店、インド料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店<br>●すし屋                                                              |
| 6 5 | 食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限り、そば・うどん店を含む。） | ●ラーメン店、中華そば店、ちゃんぽん店<br>●そば屋、うどん店、きしめん店、ほうとう店                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 6 6 | 居酒屋等                                | ●大衆酒場、居酒屋、焼鳥店、おでん屋、もつ焼き屋、ダイニングバー、ビアホール<br>●スナックバー、キャバレー、ナイトクラブ                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 6 7 | 喫茶店                                 | ●喫茶店、フルーツバーラー、音楽喫茶、珈琲店、カフェ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 6 8 | ファーストフード店                           | ●ハンバーガー店●握り飯屋●牛丼店●サンドイッチ専門店●フライドチキン店●ドーナツ店                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 6 9 | その他の飲食店（ファーストフード店を除く。）              | ●お好み焼き店、焼きそば店、たこ焼き店、もんじゃ焼き店（持ち帰り専門店除く）<br>●大福屋、今川焼き屋、ところ天屋、氷水店、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店、ドライイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）                                                                                                                                                                                                                                     |
| 7 0 | 持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）            | ●持ち帰りすし店、弁当屋、クレープ屋、移動販売（調理を行うもの）※他から仕入れたもの及び作り置きものは除く<br>●宅配ピザ屋、仕出し料理、デリバリー専門店、ケータリングサービス店                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 7 1 | 給食事業                                | ●病院・施設給食業、配食サービス業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 7 2 | 沿海旅客海運業                             | ●国内旅客定期航路業、国内旅客不定期航路業、自動車航送業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 7 3 | 内陸水運業                               | ●通船業、港湾内遊覧船業<br>●河川水運業、河川渡船業、河川遊覧船業<br>●湖沼水運業、湖沼渡船業、湖沼遊覧船業                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 7 4 | 結婚式場業                               | ●結婚式場業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 7 5 | 旅館業                                 | ●シティホテル、観光ホテル、ビジネスホテル、駅前旅館、割烹旅館、民宿                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### iii) 別紙 (P4)

#### 別紙

「食品廃棄物等」とは

- ① 食品が食用に供された後に、または食用に供されずに廃棄されたもの  
(例：賞味期限切れ食品、食べ残し等)
- ② 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの  
(例：骨、魚のアラ、野菜くず等)

をいいます。

なお、固形状のものに限定されないため、廃食用油や飲料等の液状物も対象です。(排水処理されたものは対象外)

また、食品廃棄物等の「等」には、食品の製造工程等で発生する動植物性の残さのうち、飼料等の原料として有価で取引されるもの(副産物)も含まれます。

#### 従業員数について

本アンケートでいう従業員は、「常時使用する従業員」をいい、その解釈は以下によります。

○労働基準法、中小企業基本法における解釈に準じて判断します。

○具体的には、事業者又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常勤である旨が示されている者をいうこととし、労働基準法において解雇の予告を必要としない者とされる次のイからニまでに該当する者以外の者は「常時使用する従業員」とみなすこととします。

イ 日々雇い入れられる者(ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

ロ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

ハ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

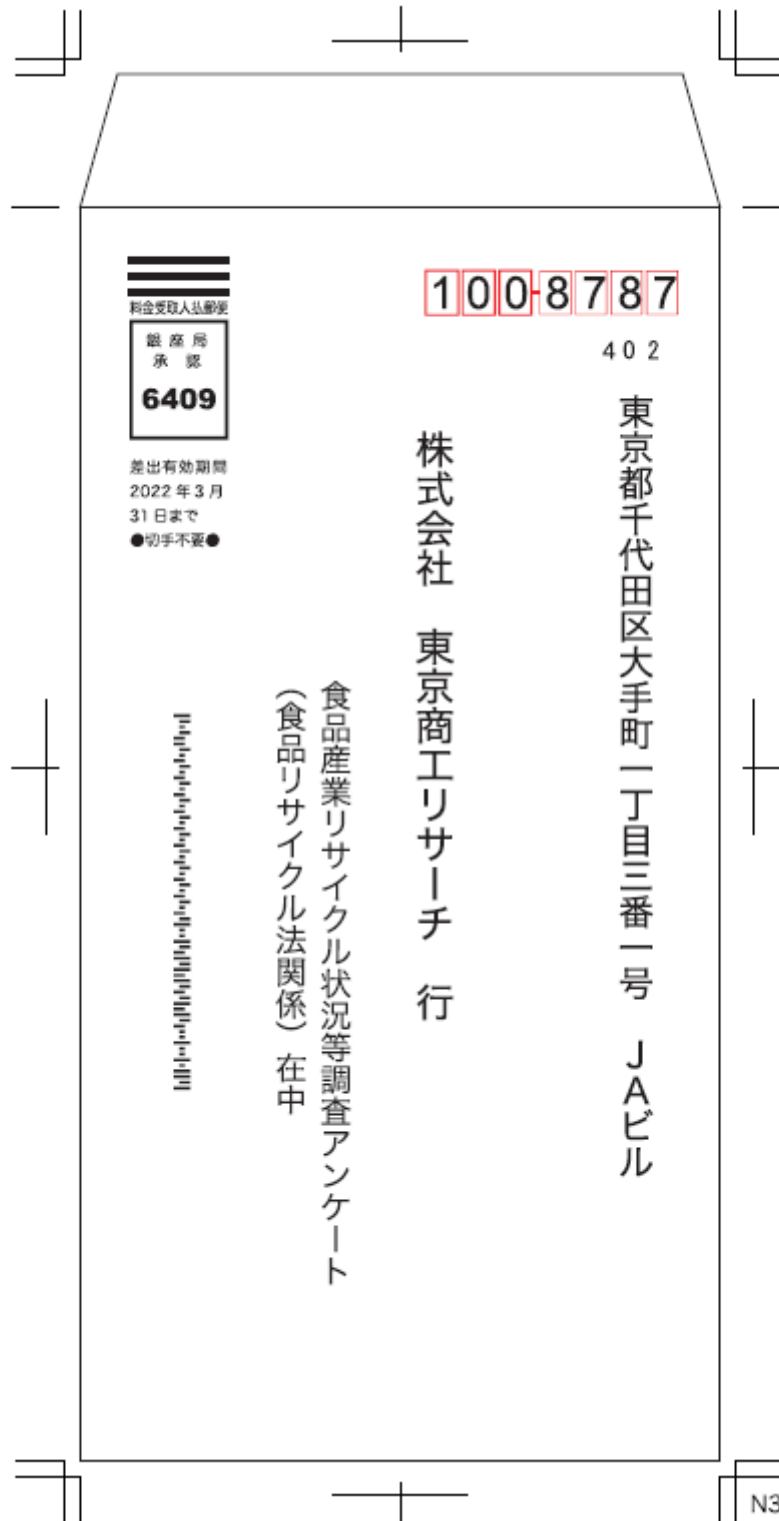
ニ 試みの使用期間中の者(ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

○また、個人事業者の事業主やその家族、法人の役員及び臨時従業員は、「常時使用する従業員」に含まれないこととします。

iv) 発送用封筒（角 2 型封筒）



v) 返信用封筒（長形 3 号封筒）



### 3.1.3 電話調査

アンケート調査用紙を送付後、アンケート調査用紙の返信が得られなかった補完調査対象事業者に対し、電話による督促並びに聞き取り調査を行った。調査方法を以下に示す。

電話調査は、調査用紙送付後、未回答事業者のうち 1,050 件に対して行った。

#### <電話調査スクリプト>

私、農林水産省からの調査を実施しております、東京商工リサーチ 食品産業リサイクル調査担当の                      と申します。(いつもお世話になっております)

先日、私どもから「農林水産省食品産業リサイクル状況等調査・・・」と、赤い字で記載された封筒をお送りいたしました。ご覧いただけただけでしょうか。

NO :

もしよろしければ、この電話でお送りしたアンケートの内容についておうかがいさせていただきますのですが、よろしいでしょうか？

※12月に送付し、12/29×切と調査票には記載しています。

YES :

ありがとうございます。そちらの調査につきまして、まだ弊社で回答を確認できておらず、お電話させていただきました。

今回、食品を扱っている企業にアンケートを行っているのですが、もしよろしければ、この電話でアンケートの内容についておうかがいさせていただきますのですが、よろしいでしょうか？

※この時点で食品関連の業種ではない場合は調査対象外のため調査終了

- ・「TEL確認」列に「×」を入力
- ・「備考」列に「対象外」と入力

設問①：御社では、「食品廃棄物」は発生していますか？

「食品廃棄物」とは、

- ・食品製造業であれば、製造時の加工残さ等のことです。
- ・卸業、小売業であれば、売れ残り等により廃棄したもののことです。
- ・外食産業であれば、調理くずや食べ残し等により廃棄したもののことです。

⇒発生している

設問②、③へ

⇒発生していない

「TEL確認」に「○」を入力

「食品廃棄物等の年間発生量（t）」に「0」を入力

⇒回答拒否

「TEL確認」に「△」を入力

「備考」に「回答拒否」と入力

⇒廃業 / 対象外企業

「TEL確認」に「×」を入力

「備考」に「廃業」「対象外」と入力

⇒その他

「TEL確認」に「□」を入力

「備考」に状況を記入

⇒分からない

「TEL確認」には何も入力せず、

理由が聞ければ「備考」にその理由を入力

（フランチャイズ・業者引取り報告なし・本社管理で分からない・全く把握していない・リサイクル業者任せで分からない・・・等）

**設問②：食品廃棄物の発生量ですが、年間どのくらい発生していますか？**

詳細が不明な場合は、

年間100トン以上か100トン未満かで構いませんので教えてください。

（年間100トンとは、毎日およそ270kg 以上の食品廃棄物が発生している計算になります）

⇒具体的な発生量が分かる場合

「TEL確認」に「○」を入力

「食品廃棄物等の年間発生量（t）」に年間の発生量を数値で入力、

⇒年間100トン以上か100トン未満かわかる場合

「TEL確認」に「○」を入力

「食品廃棄物等の年間発生量（t）」に「100t以上」「100t未満」と入力

⇒分からない

「TEL確認」には何も入力せず、

理由が聞ければ「備考」にその理由を入力

（フランチャイズ・業者引取り報告なし・本社管理で分からない・全く把握していない・リサイクル業者任せで分からない・・・等）

・具体的な廃棄物の種類（貝殻/食用油/客の食べ残し等々・・・）や、廃棄物発生状況等、聞いたことは備考欄へ要約して記入すること。

設問③：食品廃棄物の、飼料化、肥料化、熱回収等のリサイクルの取組を実施されていますか？

⇒実施している

「再生利用の取組の有無」に「○」を入力

（電話ではリサイクル量まで聞き取らなくてOK）

・具体的なリサイクルの取組について説明された場合、「備考」にその内容を入力

⇒実施していない

「再生利用の取組の有無」に「×」を入力

⇒わからない

「再生利用の取組の有無」には何も入力せず、

わからない理由がある場合は「備考」にその内容を入力

アンケートは以上でございます。

このお電話でご回答をいただきましたので、

調査票は破棄していただいて構いません。

お忙しいところお時間いただきありがとうございました。

私、東京商工リサーチの                      と申します。

失礼いたします。

### 3.1.4 補完調査結果

食品リサイクル法に関する補完調査の回収状況を以下に示す。

郵送調査においては返送のあった件数を、電話調査においては架電して何らかの回答を得られた件数を回収数としてカウントした。

なお、回収率からは不着及び不通等のケースを母数から除いた。郵送調査と電話調査の合計値においては、全体の母数は郵送調査の発送件数 5,000 件とした。そこから、郵送調査では不着となった件数を、電話調査では不通のほか、廃業・閉店・休業などの廃業等の状況がわかった件数を除外対象としてカウントしている。

#### 食品リサイクル法に関する補完調査の回収結果（郵送）

| 農政局等     | 送付数  | 郵送回収 | 不着  | 回収率<br>(不着除く) |
|----------|------|------|-----|---------------|
| 北海道      | 486  | 95   | 17  | 20.3          |
| 東北       | 126  | 37   | 5   | 30.6          |
| 関東(東京)   | 628  | 62   | 74  | 11.2          |
| 関東(東京以外) | 980  | 207  | 56  | 22.4          |
| 北陸       | 225  | 57   | 12  | 26.8          |
| 東海       | 523  | 122  | 25  | 24.5          |
| 近畿       | 699  | 137  | 45  | 20.9          |
| 中四国      | 715  | 161  | 39  | 23.8          |
| 九州       | 579  | 124  | 30  | 22.6          |
| 沖縄       | 39   | 2    | 0   | 5.1           |
| 合計       | 5000 | 1004 | 303 | 21.4          |

| 業種    | 送付数  | 郵送回収 | 不着  | 回収率<br>(不着除く) |
|-------|------|------|-----|---------------|
| 外食産業  | 1167 | 137  | 95  | 12.8          |
| 食品卸売業 | 1219 | 294  | 57  | 25.3          |
| 食品小売業 | 1313 | 285  | 64  | 22.8          |
| 食品製造業 | 1301 | 288  | 87  | 23.7          |
| 合計    | 5000 | 1004 | 303 | 21.4          |

#### 食品リサイクル法に関する補完調査の回収結果（電話）

| 農政局等     | 架電数  | 電話回収 | 不通Flg | 廃業Flg | 閉店Flg | 休業Flg | 回収率<br>(不通等除く) |
|----------|------|------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 北海道      | 95   | 28   | 14    | 0     | 0     | 0     | 34.6           |
| 東北       | 25   | 7    | 2     | 0     | 0     | 0     | 30.4           |
| 関東(東京)   | 139  | 23   | 14    | 1     | 0     | 0     | 18.5           |
| 関東(東京以外) | 197  | 50   | 24    | 0     | 0     | 0     | 28.9           |
| 北陸       | 44   | 8    | 7     | 1     | 0     | 0     | 22.2           |
| 東海       | 102  | 12   | 24    | 1     | 0     | 0     | 15.6           |
| 近畿       | 142  | 32   | 25    | 0     | 0     | 0     | 27.4           |
| 中四国      | 161  | 38   | 38    | 3     | 0     | 0     | 31.7           |
| 九州       | 122  | 35   | 23    | 0     | 0     | 0     | 35.4           |
| 沖縄       | 14   | 4    | 4     | 0     | 0     | 0     | 40.0           |
| 合計       | 1041 | 237  | 175   | 6     | 0     | 0     | 27.6           |

| 業種    | 架電数  | 電話回収 | 不通Flg | 廃業Flg | 閉店Flg | 休業Flg | 回収率<br>(不通等除く) |
|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 外食産業  | 265  | 41   | 43    | 1     | 0     | 0     | 18.6           |
| 食品卸売業 | 247  | 69   | 55    | 1     | 0     | 0     | 36.1           |
| 食品小売業 | 290  | 63   | 44    | 0     | 0     | 0     | 25.6           |
| 食品製造業 | 239  | 64   | 33    | 4     | 0     | 0     | 31.7           |
| 合計    | 1041 | 237  | 175   | 6     | 0     | 0     | 27.6           |

### 食品リサイクル法に関する補完調査の回収結果（郵送＋電話）

| 農政局等     | 送付数  | 郵送＋電話<br>回収 | 不着・不通等 | 回収率<br>(不着等除く) |
|----------|------|-------------|--------|----------------|
| 北海道      | 486  | 123         | 31     | 27.0           |
| 東北       | 126  | 44          | 7      | 37.0           |
| 関東(東京)   | 628  | 85          | 89     | 15.8           |
| 関東(東京以外) | 980  | 257         | 80     | 28.6           |
| 北陸       | 225  | 65          | 20     | 31.7           |
| 東海       | 523  | 134         | 50     | 28.3           |
| 近畿       | 699  | 169         | 70     | 26.9           |
| 中四国      | 715  | 199         | 80     | 31.3           |
| 九州       | 579  | 159         | 53     | 30.2           |
| 沖縄       | 39   | 6           | 4      | 17.1           |
| 合計       | 5000 | 1241        | 484    | 27.5           |

| 業種    | 送付数  | 郵送＋電話<br>回収 | 不着・不通等 | 回収率<br>(不着等除く) |
|-------|------|-------------|--------|----------------|
| 外食産業  | 1167 | 178         | 139    | 17.3           |
| 食品卸売業 | 1219 | 363         | 113    | 32.8           |
| 食品小売業 | 1313 | 348         | 108    | 28.9           |
| 食品製造業 | 1301 | 352         | 124    | 29.9           |
| 合計    | 5000 | 1241        | 484    | 27.5           |

郵送調査及び電話調査で食品廃棄物等の発生量について回答があった事業者の食品廃棄物等の発生状況を以下に示す。

食品廃棄物等が年間「100 トン以上」発生していると回答した事業者は 46 件（集計対象数※に対して 1.0%）、「100 トン未満」では 557 件（12.3%）、「食品廃棄物発生なし」と回答した事業者※は 512 件（11.3%）であった。

また、「リサイクル取組あり」と回答した事業者は、312 件（6.9%）であった。

※集計対象数は、発送数 5,000 件から不着・不通等 484 件を除いた 4,516 件とした。

※「食品廃棄物発生なし」は、食品廃棄物の発生「0」の回答を対象としている。

### 食品廃棄物等の発生状況

| 農政局等     | 100トン以上 | 100トン未満 | 食品廃棄物<br>発生なし | リサイクルの<br>取組あり |
|----------|---------|---------|---------------|----------------|
| 北海道      | 8       | 53      | 52            | 34             |
| 東北       | 1       | 23      | 18            | 9              |
| 関東(東京)   | 9       | 37      | 30            | 23             |
| 関東(東京以外) | 10      | 127     | 92            | 76             |
| 北陸       | 1       | 33      | 24            | 13             |
| 東海       | 4       | 42      | 79            | 35             |
| 近畿       | 4       | 72      | 73            | 38             |
| 中四国      | 7       | 90      | 82            | 51             |
| 九州       | 2       | 78      | 60            | 31             |
| 沖縄       | 0       | 2       | 2             | 2              |
| 合計       | 46      | 557     | 512           | 312            |

| 業種    | 100トン以上 | 100トン未満 | 食品廃棄物<br>発生なし | リサイクルの<br>取組あり |
|-------|---------|---------|---------------|----------------|
| 外食産業  | 7       | 104     | 50            | 34             |
| 食品卸売業 | 10      | 122     | 217           | 90             |
| 食品小売業 | 8       | 195     | 66            | 84             |
| 食品製造業 | 21      | 136     | 179           | 104            |
| 合計    | 46      | 557     | 512           | 312            |

### 3.2 容器包装リサイクル法に関する補完調査

再商品化義務の履行状況が確認できていない食品関連事業者を対象に、容器包装リサイクル法に該当する容器包装の使用有無を把握するための郵送アンケートを実施した。

#### 3.2.1 調査対象事業者の選定

容器包装リサイクル法補完調査対象事業者（5,000 事業者）について、以下の方法で抽出作業を実施した。

**容器包装リサイクル法補完調査の対象事業者選定方法**

|      | 選定方法                                                                                                                     | 実際の作業方法等                                                 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| i)   | 合併、廃業した事業者を除く。                                                                                                           | 「新規・合併・廃業フラグ」により、合併と廃業の事業者を除外                            |
| ii)  | 過去に点検指導を実施したことのある事業者を除く。                                                                                                 | 「指導年月日」にデータが入っている事業者を除外                                  |
| iii) | 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と委託契約を締結していること、又は非申込の手続を行っていることが一度でも確認できる事業者を除く。                                                      | 「申込種別」の各項目にデータが入っている事業者を除外                               |
| iv)  | 平成 26 年度から令和 2 年度までに、調査対象から除外した事業者を除く。                                                                                   | 調査対象除外者リストに掲載されている事業者を除外                                 |
| v)   | 平成 25 年度から令和 2 年度までに、補完調査又は重点調査の対象となった事業者を除く。                                                                            | 平成 25～令和 2 年度の調査対象事業者を除外                                 |
| vi)  | 業種分類リストに基づき、農林水産省所管の事業を営む事業者を「製造業」と「商業・サービス業」の 2 種類に区分する。                                                                | 「業種名称__1(主)」から、「製造業」と「商業・サービス業」に分類                       |
| vii) | 再商品化義務の適用除外となる「小規模事業者」に該当する事業者を除く。<br>＜小規模事業者の基準＞<br>○製造業：従業員 20 人以下かつ売上高 240 百万円以下<br>○商業・サービス業：従業員 5 人以下かつ売上高 70 百万円以下 | 「従業員数」と「売上高」から、製造業、商業・サービス業別に、左記の＜小規模事業者の基準＞に当てはまる事業者を除外 |

|       |                                                                                                                                                                                  |                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| viii) | 下記の算出式により、事業者ごとの想定委託額を算出し、その額の上位から 5,000 件程度を抽出して「R3 調査対象候補リスト」を作成する。<br><算出式>○製造業：売上高×0.4<br>○商業・サービス業：売上高×0.15<br>※算出式に使用する係数（0.4 及び 0.15）は、日本容器包装リサイクル協会の公表データ（H22）を基に算出したもの。 | 左記の<算出式>に基づき、想定委託額を算出。<br>全国の事業者を一括して想定委託額の降順に並べ替え、上位から 5,000 件程度を抽出 |
| ix)   | viii) で作成したリストを農政局等の管轄地域単位に分割（必要に応じて事業者数を調整）、農政局等へ送付し、調査対象から除外する必要のある事業者を確認する。                                                                                                   | 当初から事業者数が少ない都道府県や除外される事業者が多い場合は、下から繰り上げる形で補充                         |
| x)    | ix) までで確認の終了したリストにおいて、想定委託額が高い順に 5,000 事業者を補完調査対象、残数を予備として、調査対象者リストを完成する。                                                                                                        | 確認の終了したリストから、上位 5,000 事業者を補完調査対象として抽出                                |

なお、対象選定において以下の点で調整を行った。

上記方法にて、抽出された補完調査対象において、すでに食品リサイクル法に関する補完調査が実施中で、その回答状況において、調査対象が重複した事業者からの有効な回答が得られ難いことを推測して、調査対象候補リストを基本として、対象選定の調整を行った。

上記調整にて、抽出した補完調査対象事業者数(5,000 事業者)を以下に示す。

#### 補完調査対象事業者数

| 農政局等     | 補完調査対象事業者 |          |       |
|----------|-----------|----------|-------|
|          | 製造業       | 商業・サービス業 | 合計    |
| 北海道      | 39        | 304      | 343   |
| 東北       | 50        | 295      | 345   |
| 関東(東京)   | 62        | 950      | 1012  |
| 関東(東京以外) | 121       | 926      | 1047  |
| 北陸       | 9         | 71       | 80    |
| 東海       | 38        | 295      | 333   |
| 近畿       | 75        | 605      | 680   |
| 中四国      | 65        | 507      | 572   |
| 九州       | 60        | 420      | 480   |
| 沖縄       | 14        | 94       | 108   |
| 合計       | 533       | 4,467    | 5,000 |

### 3.2.2 アンケート調査用紙の作成

補完調査を行うために、依頼文、アンケート調査用紙等を作成し、発送数分の印刷を行った。作成した用紙を次ページ以降に示す。

- i) 依頼文 (A4 片面)
- ii) アンケート調査用紙 (A4 両面)
- iii) 別紙 (A4 両面)
- iv) 発送用封筒 (角 2 型封筒)
- v) 返信用封筒 (長形 3 号封筒)

作成した依頼文、アンケート調査用紙、別紙、返信用封筒を発送用封筒に封入し、3.2.1 章で抽出した補完調査対象事業者へ発送した。

発送日：令和 3 年 12 月 10 日 (金)

なお、アンケートの返送方法としては、同封した返信用封筒に入れて発送するか、もしくは、そのまま FAX にて回答してもらう方法で行った。

また、農林水産省ホームページに以下に示すとおり、アンケート実施中の周知文を掲載した。

#### 農林水産省ホームページ (容器包装リサイクル)

## 農林水産省

English キッズサイト サイトマップ

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 提供 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 新事業・食品産業 > 容器包装リサイクル法関連

### 容器包装リサイクル

貢献するSDGs  
ロゴをクリックすると  
目標ごとの解説ページに  
リンクします

9 産業と資源効率の  
改善を促す

11 気候変動に  
適応する

12 つくばる資源  
の効率化

14 海の豊かさ  
を増やす

17 パートナリ  
シップで  
目標を達成しよう

New

#### 令和3年度食品産業リサイクル状況等アンケート調査の実施について

現在、株式会社東京商工リサーチを事務局として、令和3年度食品産業リサイクル状況等調査の一つとして、リサイクルに関するアンケート調査を実施しております。  
誠に恐れ入りますが、お手元に調査票が届いた事業者の皆様方におかれましては、アンケートへの回答にご協力くださいますよう、お願いいたします。

i) 依頼文

令和3年12月

各位

令和3年度食品産業リサイクル状況等アンケートへのご協力をお願い

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部  
外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

平素より農林水産行政の推進につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）の適切な執行に向け、食品関連事業者を中心とする当省所管事業の事業者の方々に対して法制度の周知を含めた点検指導を行っております。

この度、その一環として、容器包装リサイクル法の対象となる容器包装の使用状況等について、アンケート調査を実施することといたしました。本調査の実施については、農林水産省のホームページでも告知しています。

URL：<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/>

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、別紙のアンケート用紙に直接回答をご記入のうえ、令和3年12月29日（水）までに、①同封の返信用封筒による郵送又は②FAXにて返信（FAX番号：03-5221-0710）のいずれかによりご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、ご記入いただいた情報は、容器包装リサイクル法の適切な執行のために活用することとし、それ以外の目的で使用することはありません。

本調査は、農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室の委託を受け、株式会社東京商工リサーチが実施するものです。もし、ご不明な点やご質問等がございましたら、下記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先・アンケート返送先】

株式会社東京商工リサーチ 市場調査部  
食品産業リサイクル状況等調査担当  
〒100-6810 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル  
Tel：03-6910-3198 FAX：03-5221-0710  
（受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:00）  
電子メール：recycle@tsr-net.co.jp

【調査実施元】

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部  
外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

ii) アンケート調査用紙（おもて面）

令和3年12月

容器包装リサイクル法ご担当者さま

食品産業リサイクル状況等アンケート 回答用紙

Q1～Q4 の設問について、この用紙に回答をご記入のうえ、同封した返信用封筒に入れてご返送ください（FAX（03-5221-0710）でも可）。なお、Q2及びQ3の回答の際には、別紙「参考資料」をご参照ください。

※提出は令和3年12月29日（水）までお願いいたします。

Q1 このアンケートを回答した日を記入してください。

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
|  | 月 |  | 日 |
|--|---|--|---|

Q2 貴社の会社情報につきまして記入してください。

|         |                                                                                                        |         |     |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| フリガナ    |                                                                                                        |         |     |
| 事業者名    |                                                                                                        |         |     |
| 所在地     | 〒      ー                                                                                               |         |     |
| 代表者役職   |                                                                                                        | 代表者氏名   |     |
| 設立年月    |                                                                                                        | 従業員数 ※1 |     |
| 電話番号    |                                                                                                        | 当期決算年月  |     |
| 資本金     | 百万円                                                                                                    | 売上高     | 百万円 |
| 主業種 ※1  |                                                                                                        |         |     |
| 従業種① ※2 |                                                                                                        |         |     |
| 従業種② ※2 |                                                                                                        |         |     |
| 備考      | <input type="checkbox"/> 廃業〔      年      月〕<br><input type="checkbox"/> 合併〔      年      月〕（旧社名：      ） |         |     |

※1 従業員数、業種の考え方については、別紙の参考資料をご覧ください

※2 従業種①②は主業種以外の事業がある場合のみ記入してください

※3 主業種・従業種の欄は別紙の2から該当する業種の番号を選択し、番号を記載願います。

⇒次ページに続く

※紙面の左上隅に管理番号を印字して送付

ii) アンケート調査用紙 (うら面)

**Q3** 容器包装の使用状況等についてお聞きます。

別紙の参考資料をご参照のうえ、下表の質問にご回答ください。記入する時点で、分かる範囲で構いません。

| 年度     | 会社全体の売上高<br>(百万円) |                    | 会社全体の常時使用する従業員数(人) | 当該年度において、容器包装を使用して一般消費者向けに商品や販促活動を実施したか(「選取等含む」) | 左側の設問において回答した事業者の方のみ<br>右側の設問においてお答えください。                                   |         | 容器包装を使用する業種 | 使用した容器包装の種類 |             |        |  | 受託の有無 | 備考 |
|--------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|--------|--|-------|----|
|        | 会社全体の売上高<br>(百万円) | 会社全体の常時使用する従業員数(人) |                    |                                                  | 容器包装を使用して製品を包装した業種を別紙参考資料の表から選択して番号を記入してください。業種が複数ある場合は、該当する番号をすべて記入してください。 | ガラス製の容器 |             | PETボトル      | プラスチック製容器包装 | 紙製容器包装 |  |       |    |
| 平成27年度 |                   |                    |                    | あり／なし／不明                                         | あり／なし／不明                                                                    |         |             |             |             |        |  |       |    |
| 平成28年度 |                   |                    |                    | あり／なし／不明                                         | あり／なし／不明                                                                    |         |             |             |             |        |  |       |    |
| 平成29年度 |                   |                    |                    | あり／なし／不明                                         | あり／なし／不明                                                                    |         |             |             |             |        |  |       |    |
| 平成30年度 |                   |                    |                    | あり／なし／不明                                         | あり／なし／不明                                                                    |         |             |             |             |        |  |       |    |
| 令和元年度  |                   |                    |                    | あり／なし／不明                                         | あり／なし／不明                                                                    |         |             |             |             |        |  |       |    |
| 令和2年度  |                   |                    |                    | あり／なし／不明                                         | あり／なし／不明                                                                    |         |             |             |             |        |  |       |    |
| 令和3年度  |                   |                    |                    | あり／なし／不明                                         | あり／なし／不明                                                                    |         |             |             |             |        |  |       |    |

Q4 担当者の所属部署、連絡先(電話番号)をご記入ください。

【附】 婚

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

※印刷は白黒で行った。

### iii) 別紙（おもて面）

## 別紙 参考資料

### 1 従業員数について

本アンケートでいう従業員は、「常時使用する従業員」をいい、その解釈は以下によります。

- 労働基準法、中小企業基本法における解釈に準じて判断します。
- 具体的には、事業者又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常勤である旨が示されている者をいうこととし、労働基準法において解雇の予告を必要としない者とされる次のイからニまでに該当する者以外の者は「常時使用する従業員」とみなすこととします。
  - イ 日々雇い入れられる者（ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
  - ロ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
  - ハ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
  - ニ 試みの使用期間中の者（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- また、個人事業主の事業主やその家族、法人の役員及び臨時従業員は、「常時使用する従業員」に含まれないこととします。

### 2 業種について

「容器包装を使用する業種」は、以下の表から、貴社において「容器包装リサイクル法の対象となる容器包装」を使用している業種を選択してください。

| 番号 | 業種区分        |                                                                                         |
|----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 食品製造業       | 畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業 |
| 2  | 清涼飲料製造業     | 清涼飲料製造業                                                                                 |
| 3  | 茶・コーヒー製造業   | 製茶業、コーヒー製造業、製氷業                                                                         |
| 4  | 肥料飼料製造業     | 配合飼料製造業、単体飼料製造業、ペットフード製造業、その他の飼料製造業、有機質肥料製造業、その他の肥料製造業                                  |
| 5  | 農薬・動物用医薬製造業 | 農薬製造業、動物用医薬品製造業                                                                         |
| 6  | 卸売業         | 飲食物品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、植木・花・苗卸売業、肥料・飼料卸売業、観賞用魚卸売業、わら加工品卸売業、その他の卸売業（飲食物品に関するものに限る）          |
| 7  | 小売業         | 各種食料品小売業（酒類を除く）、その他の飲食物品小売業（食品スーパー・コンビニを含む）、苗・種子小売業、肥料・飼料小売業、花・植木小売業、無店舗小売業（飲食物品小売に限る）  |
| 8  | 飲食店         | 食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の飲食店（ファストフード店を含む）、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業               |
| 9  | その他の事業      | 農業、林業、漁業、農協、漁協、水産加工組合、森林組合、事業協同組合（飲食物品に限る）                                              |

### iii) 別紙（うら面）

#### 3 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

|                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>■ ガラス製の容器</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無色のガラス製容器</li> <li>・茶色のガラス製容器</li> <li>・その他の色のガラス製容器</li> </ul>                           | <p><b>■ 紙製容器包装</b></p> <p>紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用パックなど</p>                                     |
| <p><b>■ PETボトル</b></p> <p>飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、アルコール発酵調味料（料理酒等）、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料に用いるPETボトル</p> <p>※PET素材の容器であっても、上記以外のものはプラスチック製容器包装になります。</p>  | <p><b>■ プラスチック製容器包装</b></p> <p>プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、発泡スチロールカップ、ハンバーガー等のプラスチック容器、スーパーのレジ袋、ラップフィルムなど</p>  |

※ 複数の素材でできている容器包装は、そのうち重量比の最も大きい素材に分類します。

例えば、紙とプラスチックとアルミからできている容器で、重量比が2:7:1の場合は、プラスチックの重量比が最も大きいので、プラスチック製容器包装に分類します。

#### ☆ 一見、容器包装に見えて、法律上は容器包装に当たらないもの

|                                                                           |                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 物を入れても包んでいないもの</p> <p>例) 野菜の結束用テープ、飲料用ストロー、割り箸、のし紙(包装紙と兼用の場合は該当)</p> | <p>② 商品を保護も固定もしていないもの</p> <p>例) にぎり寿司の中仕切り (緑色のプラスチック製ばらん)</p>                        |
| <p>③ 通常は商品の一部であるもの</p> <p>例) 紅茶などのティーパック</p>                              |  |

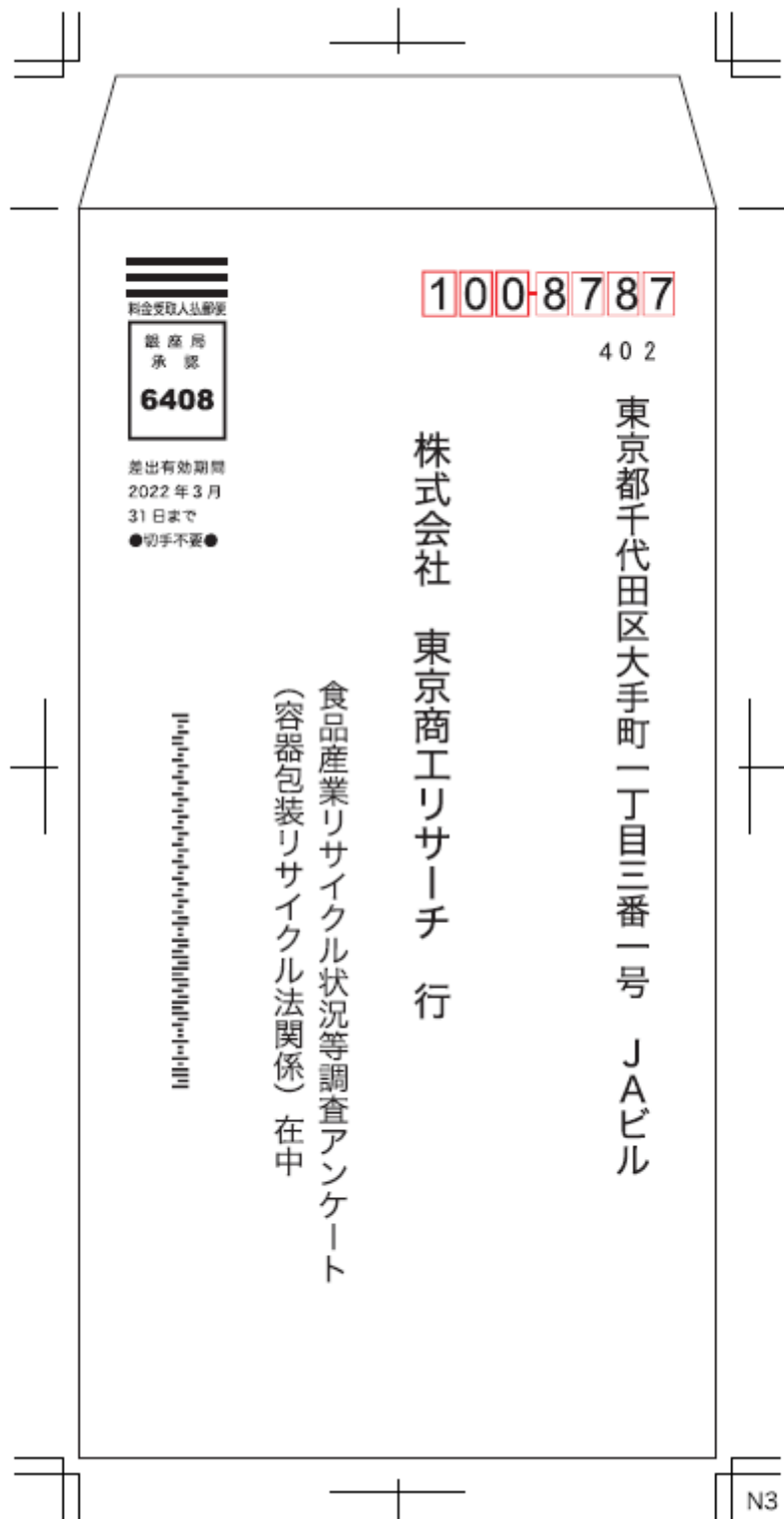
#### 4 その他

回答に際して、補足事項等がありましたらQ3の備考欄に記入してください。

iv) 発送用封筒（角 2 型封筒）



v) 返信用封筒（長形 3 号封筒）



### 3.2.3 電話調査

アンケート調査用紙を発送後、アンケート調査用紙の返信が得られなかった補完調査対象事業者に対し、電話による督促並びに聞き取り調査を行った。調査方法を以下に示す。

電話調査は、調査用紙発送後、未回答事業者のうち 2,635 件に対して行った。

#### <電話調査スクリプト>

私、農林水産省からの調査を実施しております、東京商工リサーチ 食品産業リサイクル調査担当の                      と申します。(いつもお世話になっております)

先日、私どもから「農林水産省食品産業リサイクル状況等調査・・・」と、赤い字で記載された封筒をお送りいたしました。ご覧いただけたでしょうか。

NO :

もしよろしければ、この電話でお送りしたアンケートの内容についておうかがいさせていただきますのですが、よろしいでしょうか？

※12月に送付し、12/29〆切と調査票には記載しています。

YES :

ありがとうございます。

そちらの調査につきまして、まだ弊社で回答を確認できておらず、お電話させていただきました。

もしよろしければ、この電話でアンケートの内容についておうかがいさせていただきますのですが、よろしいでしょうか？

・御社では、一般消費者向けに商品の販売を行っていらっしゃいますか。

※少しでも一般消費者向けに販売を行っていたら対象業者

⇒行っていない。

「メモ」へ「容器包装使用無し 業務用」と入力して終了  
(※業務用は対象外)

⇒行っている。

・ それでは使用している容器について確認させてください。

・ レジ袋等プラスチック製の容器包装は使用していらっしゃいますか？

⇒ 「**プラ**」に「○」をつける

・ 飲み物用の紙コップなど、紙製の容器包装は使用していらっしゃいますか？

⇒ 「**紙**」に「○」をつける

・ ペットボトルに商品を入れて販売されることはありますか？

⇒ 「**ペットボトル**」に「○」をつける

・ ガラス瓶に商品を入れて販売されることはありますか？

⇒ 「**ガラス**」に「○」をつける

よくある項目（要確認項目）：

ネット通販等で商品を送る際の梱包材

⇒ 段ボールは対象外だが、ビニールフィルムは「プラスチック製容器包装」

・ 製造や販売している商品の容器や包装

⇒ ガラス容器、ペットボトル、発泡スチロールトレイ等を使用しているケースあり

⇒ スチール缶、アルミ缶、牛乳等の紙パック、段ボール 等は 対象外

**NO：**

**何も使用していなければこの時点で終了。**

**「メモ」に「容器包装使用無し」と入力**

アンケートは以上でございます。

このお電話でご回答をいただきましたので、調査票は破棄していただいて構いません。

お忙しいところお時間いただきありがとうございました。

私、東京商工リサーチの と申します。

失礼いたします。

⇒ 不通・間違い電話・等

「備考」に「不通（コールのみ）」「間違い電話」等の内容を入力

### 3.2.4 補完調査結果

容器包装リサイクル法に関する補完調査の回収状況を以下に示す。

郵送調査においては返送のあった件数を、電話調査においては架電して何らかの回答を得られた件数を回収数としてカウントした。

なお、回収率からは不着及び不通等のケースを母数から除いた。郵送調査と電話調査の合計値においては、全体の母数は郵送調査の発送件数 5,000 件とした。そこから、郵送調査では不着となった件数を、電話調査では不通のほか、廃業・閉店・休業などの廃業等の状況がわかった件数を除外対象としてカウントしている。

#### 容器包装リサイクル法に関する補完調査の回収結果（郵送）

| 農政局等     | 送付数  | 郵送回収 | 不着  | 回収率<br>(不着除く) |
|----------|------|------|-----|---------------|
| 北海道      | 343  | 57   | 29  | 18.2          |
| 東北       | 345  | 57   | 21  | 17.6          |
| 関東(東京)   | 1012 | 88   | 159 | 10.3          |
| 関東(東京以外) | 1047 | 182  | 68  | 18.6          |
| 北陸       | 80   | 7    | 2   | 9.0           |
| 東海       | 333  | 45   | 30  | 14.9          |
| 近畿       | 680  | 88   | 69  | 14.4          |
| 中四国      | 572  | 103  | 48  | 19.7          |
| 九州       | 480  | 96   | 31  | 21.4          |
| 沖縄       | 108  | 10   | 0   | 9.3           |
| 合計       | 5000 | 733  | 457 | 16.1          |

| 業種       | 送付数  | 郵送回収 | 不着  | 回収率<br>(不着除く) |
|----------|------|------|-----|---------------|
| 商業・サービス業 | 4467 | 618  | 425 | 15.3          |
| 製造業      | 533  | 115  | 32  | 23.0          |
| 合計       | 5000 | 733  | 457 | 16.1          |

#### 容器包装リサイクル法に関する補完調査の回収結果（電話）

| 農政局等     | 架電数  | 電話回収 | 不通Flg | 廃業Flg | 閉店Flg | 休業Flg | 回収率<br>(不通等除く) |
|----------|------|------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 北海道      | 172  | 47   | 32    | 0     | 0     | 1     | 33.8           |
| 東北       | 180  | 57   | 26    | 0     | 0     | 0     | 37.0           |
| 関東(東京)   | 526  | 114  | 85    | 2     | 1     | 0     | 26.0           |
| 関東(東京以外) | 544  | 162  | 88    | 2     | 1     | 1     | 35.8           |
| 北陸       | 49   | 14   | 9     | 1     | 0     | 0     | 35.9           |
| 東海       | 174  | 44   | 23    | 0     | 0     | 0     | 29.1           |
| 近畿       | 349  | 81   | 47    | 1     | 0     | 0     | 26.9           |
| 中四国      | 287  | 74   | 40    | 0     | 0     | 0     | 30.0           |
| 九州       | 257  | 74   | 35    | 0     | 0     | 0     | 33.3           |
| 沖縄       | 70   | 23   | 10    | 0     | 0     | 1     | 39.0           |
| 合計       | 2608 | 690  | 395   | 6     | 2     | 3     | 31.3           |

| 業種       | 架電数  | 電話回収 | 不通Flg | 廃業Flg | 閉店Flg | 休業Flg | 回収率<br>(不通等除く) |
|----------|------|------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 商業・サービス業 | 2331 | 610  | 364   | 6     | 2     | 3     | 31.2           |
| 製造業      | 277  | 80   | 31    | 0     | 0     | 0     | 32.5           |
| 合計       | 2608 | 690  | 395   | 6     | 2     | 3     | 31.3           |

### 容器包装リサイクル法に関する補完調査の回収結果（郵送＋電話）

| 農政局等     | 送付数  | 郵送＋電話<br>回収 | 不着・不通等 | 回収率<br>(不着等除く) |
|----------|------|-------------|--------|----------------|
| 北海道      | 343  | 104         | 62     | 37.0           |
| 東北       | 345  | 114         | 47     | 38.3           |
| 関東(東京)   | 1012 | 202         | 247    | 26.4           |
| 関東(東京以外) | 1047 | 344         | 160    | 38.8           |
| 北陸       | 80   | 21          | 12     | 30.9           |
| 東海       | 333  | 89          | 53     | 31.8           |
| 近畿       | 680  | 169         | 117    | 30.0           |
| 中四国      | 572  | 177         | 88     | 36.6           |
| 九州       | 480  | 170         | 66     | 41.1           |
| 沖縄       | 108  | 33          | 11     | 34.0           |
| 合計       | 5000 | 1423        | 863    | 34.4           |

| 業種       | 送付数  | 郵送＋電話<br>回収 | 不着・不通等 | 回収率<br>(不着等除く) |
|----------|------|-------------|--------|----------------|
| 商業・サービス業 | 8300 | 1228        | 800    | 16.4           |
| 製造業      | 533  | 195         | 63     | 41.5           |
| 合計       | 5000 | 1423        | 863    | 34.4           |

郵送調査及び電話調査において、使用している容器包装の種類について回答があった事業者の使用状況を以下に示す。

容器包装の利用状況については、ガラスが 221 件（集計対象数※に対して 5.3%）、PET が 223 件（5.4%）、プラが 651 件（15.7%）、紙が 383 件（9.3%）であった。

また、容器包装の使用なしと回答した事業者は、568 件（13.7%）であった※。

※集計対象数は、発送数 5,000 件から不着・不通等 863 件を除いた 4,137 件とした。

※郵送調査の Q3「当該年度において、容器包装を使用して一般消費者向けに販売しましたか？」に対して「なし」と回答した件数、及び、電話調査において容器包装の使用なしと把握できた件数の合計値

### 容器包装の使用状況

| 農政局等     | ガラス | PET | プラ  | 紙   | 容器包装<br>使用なし |
|----------|-----|-----|-----|-----|--------------|
| 北海道      | 12  | 10  | 42  | 30  | 42           |
| 東北       | 18  | 18  | 66  | 39  | 35           |
| 関東(東京)   | 18  | 16  | 87  | 43  | 98           |
| 関東(東京以外) | 63  | 70  | 169 | 105 | 115          |
| 北陸       | 1   | 2   | 9   | 3   | 10           |
| 東海       | 13  | 11  | 36  | 26  | 39           |
| 近畿       | 26  | 28  | 71  | 39  | 74           |
| 中四国      | 34  | 32  | 70  | 45  | 77           |
| 九州       | 29  | 30  | 83  | 43  | 68           |
| 沖縄       | 7   | 6   | 18  | 10  | 10           |
| 合計       | 221 | 223 | 651 | 383 | 568          |

| 業種       | ガラス | PET | プラ  | 紙   | 容器包装<br>使用なし |
|----------|-----|-----|-----|-----|--------------|
| 商業・サービス業 | 198 | 196 | 556 | 325 | 487          |
| 製造業      | 23  | 27  | 95  | 58  | 81           |
| 合計       | 221 | 223 | 651 | 383 | 568          |